

豚ボルデテラ感染症（アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準の豚ボルデテラ感染症（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.3、3.4.4、3.4.8 及び 3.4.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。